

# 特定非営利活動法人 EYE 愛 定款

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 この法人は、特定非営利活動法人 EYE 愛 という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を群馬県伊勢崎市田中島町1471番地4に置く。

(目的)

第3条 この法人は、視覚障害者、その他手助けや介護を必要とする者に対して、相互扶助の精神を基に地域で自立した生活を営んでゆく為に必要な事業を行い、社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成する為、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (4) 環境の保全を図る活動
- (5) 災害救援活動
- (6) 人権の擁護又は平和の推進を図る活動
- (7) 地域安全活動
- (8) 国際協力の活動
- (9) 男女共同参画社会の形成の促進を図る活動
- (10) 子どもの健全育成を図る活動
- (11) 情報化社会の発展を図る活動
- (12) 経済活動の活性化を図る活動
- (13) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成する為、次の事業を行う。

(1)特定非営利活動に係る事業

- ① 視覚障害者の社会生活を支援する各種事業
- ② バリアフリー環境整備に関する事業
- ③ 視覚障害者に情報提供をする活動
- ④ 送迎等の役務提供事業

(2)その他の事業

- ① 視覚障害者の便利グッズ等の販売事業

- 2 前項第2号に掲げる事業は、同項第1号に掲げる事業に支障がない限り行うものとし、生じた利益は、同項第1号に掲げる事業に充てるものとする。

## 第2章 会 員

### (種別)

第6条 この法人の会員は、次の3種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下、「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 活動会員 この法人の事業に賛同し、自らボランティアとして活動する個人又は団体
- (3) 賛助会員 この法人の事業を賛同する為入会した個人又は団体

### (入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申込むものとし、理事長は、正当な理由がない限り、入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のもの入会を認めない時は、速やかに理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

### (入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

### (会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至った時は、その資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 本人が死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 継続して1年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

### (退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

### (除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により、当該会員を除名することが出来る。この場合、総会において、議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) この法人の定款、規則等に違反した時。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

### (抛出金品の不返還)

第12条 即ち納入した入会金、会費その他の抛出金品は、返還しない。

### 第3章 役員及び職員

(種別及び定数)

第13条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3人以上
- (2) 監事1人以上
- 2 理事のうち、1人を理事長、1人を副理事長とする。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者もしくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。
- 4 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
  - (1) 理事の業務執行状況を監査すること。
  - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
  - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
  - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
  - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 前項の規定にかかわらず、後任の役員が選定されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまで、その任期を伸長する。
- 3 補欠、又は増員により選任されたたした役員の任期は、それぞれ前任者又は現任者の残任期間とする。
- 4 役員は、就任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わ

なければならない。

(欠員補充)

第 17 条 理事又は監事のうち、その定数の 3 分の 1 を超える者が欠けた時は、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第 18 条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任することができる。この場合、総会において、議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第 19 条 役員には、報酬を与えることができる。ただし、役員のうち報酬を受ける者の数は、役員総数の 3 分の 1 以下でなければならない。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前 2 項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第 20 条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は理事長が任免する。

## 第 4 章 総 会

(種別)

第 21 条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 22 条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第 23 条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(4) 事業計画及び活動予算並びにその変更

(5) 事業報告及び活動決算

(6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬

(7) 入会金及び会費の額

(8) 借入金（その事業年度内の収益を以って償還する短期借入金を除く。第 5 1 条において同じ。）、その他新たな義務の負担及び権利の放棄

(9) 事務局の組織及び運営

(10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は毎年1回開催する。

2 臨時総会は次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的を記載した書面により、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、第24条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は第24条第2項第1号及び第2号の規定による請求があった時は、その日から起算して30日以内に臨時総会を開催しなければならない。

3 総会を招集する時は、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会する事ができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので出席した正会員の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 総会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、出席した正社員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は社員が総会の目的である事項について提案した場合において、社員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(社員の表決権等)

第29条 各正会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面、又は書面に代えて電磁的方法により表決し、若しくは他の正会員を代理人として表決を委任する事が出来る。

3 前項に規定により表決した正会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第52条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わる事

ができない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
  - (2) 正会員総数及び出席者数（書面表決者、電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
  - (3) 審議事項
  - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
  - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2以上が署名もしくは記名し押印しなければならない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
- (1) 総会があったものとみなされた事項の内容
  - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
  - (3) 総会の決議があったものとみなされた日
  - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

## 第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起

算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は書面に代わる電磁的方法によって、少なくとも理事会の開催日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第37条 理事会における議決事項は、第34条、第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事の表決権等)

第38条 各理事の表決権は、平等とする。

- 2 やむを得ない理由のため出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面又は書面に代わる電磁的方法により表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、第36条、第37条第2項、及び第39条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者、電磁的方法による表決者がある場合にあっては、その旨を付記する事。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名もしくは記名し押印しなければならない。

## 第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄附金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第 41 条 この法人の資産は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する資産及びその他の事業に関する資産の 2 種とする。

(資産の管理)

第 42 条 この法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(会計の原則)

第 43 条 この法人の会計は、法第 27 条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第 44 条 この法人の会計は、これを分けて特定非営利活動に係る事業に関する会計及びその他の事業に関する会計の 2 種とする。

(事業計画及び予算)

第 45 条 この法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 46 条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 47 条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加および更生)

第 48 条 予算作成後やむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第 49 条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の承認を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第50条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第51条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

## 第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第52条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した正会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合、所管庁の認証を得なければならない。

(解散)

第53条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
  - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
  - (3) 正会員の欠亡
  - (4) 合併
  - (5) 破産手続開始の決定
  - (6) 所轄庁による設立の認証の取消
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。
- 3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。
- 4 この法人が解散したときは、合併及び破産手続開始の決定の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の処分)

第54条 この法人が解散（合併又破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、日本国に譲渡するものとする。

(合併)

第55条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

## 第8章 公告の方法

(公告の方法)

第56条 この法人の公告は、官報に記載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人の主たる事務所の掲示板に掲示するとともに、この法人のホームページに掲載して行う。

## 第9章 雑則

(細則)

第57条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

### 付 則

- 1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。
- 2 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次にかかげる額とする。
  - (1) 入会金 正会員 5,000円、賛助会員 2,000円
  - (2) 年会費 正会員 8,000円、活動会員 1,000円、賛助会員 4,000円
- 3 この法人の設立当初の役員は、第14条第1項及び第2項の規定にかかわらず、別表のとおりとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず設立の日から令和8年5月31日までとする。
- 4 この法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第45条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。
- 5 この法人の設立初年度の事業年度は、第50条の規定にかかわらず、設立の日から令和8年3月31日までとする

別表

| 役職名 | 氏 名               | 備 考  |
|-----|-------------------|------|
| 理 事 | OH HYE RYUNG 呉 恵鈴 | 理事長  |
| 同   | 小林 啓一             | 副理事長 |
| 同   | 奈良 章子             |      |
| 監 事 | 都丸 貴志             |      |

(様式例2)

## 役員名簿

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 EYE 愛

| 役職名 | 氏名                   | 住所又は居所 | 報酬の有無 | 備考   |
|-----|----------------------|--------|-------|------|
| 理事  | OH HYE RYUNG<br>呉 恵鈴 |        | 有     | 理事長  |
| 理事  | 小林 啓一                |        | 無     | 副理事長 |
| 理事  | 奈良 章子                |        | 無     |      |
| 監事  | 都丸 貴志                |        | 無     |      |
|     |                      |        |       |      |
|     |                      |        |       |      |
|     |                      |        |       |      |
|     |                      |        |       |      |

(備考)

- 1 「役職名」欄には、理事、監事の別を記載する。
- 2 「住所又は居所」欄には、群馬県特定非営利活動促進法施行条例第2条第2項に掲げる書面により証された住所又は居所を記載する。
- 3 「報酬の有無」欄には、各役員について、報酬を受ける者には「有」、受けない者には「無」を記載する。
- 4 「備考」欄には、理事長、副理事長等を記載する。

(様式例6)

## 設 立 趣 旨 書

### 1 設立の趣旨

我が国は、社会的インフラも整備され、経済的にも豊かになっておりますが障害を持つ者、特に視覚障害を持つ者にとっての生活環境は万全ではありません。

I P S細胞による先端医療における目覚しい治療結果が望まれる現在において、一日でも早い時期に視力を回復し、社会復帰を期待するものです。

また視力が回復できない者にとってもバリアフリーを充実させ、A I技術の応用等を通じて社会参画の機会促進に期待するものであります。

私たちは視覚障害者が日常の生活が豊かに営める様に、各種の活動の援助や補助、その為の情報の入手と情報提供等を行いたいと思っております。

このような状況から実効性のある協力活動を行うため、法人格を具備し、人的ネットワークを広げ社会的な責任、使命をしっかりと認識し、実効的な活動をしてゆきたいと思っております

### 2 設立申請に至るまでの経過

2020年の頃から視覚障害者のJ R P S (公益財団法人網膜色素変性症協会) 団体の会員となり会議に出席し、催しものの開催につき、最寄りの駅より会場までの送迎、また会場での設営の準備等につき援助・協力して参りましたが協力体制を強化したいことから有志が10人集まり、設立発起人の意見に賛同した後、それぞれ意見協議を行い、今回の申請に至りました。

令和7年 6月16日

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 EYE 愛

設立(代表)者 住所又は居所  
氏 名

OH HYE RYUNG 呉 恵鈴

(備考)

特定非営利活動法人を設立するに至った動機、経緯、法人の目的、事業内容等について第三者にもわかるように要旨を記載してください。

(様式例 8)

## 令和 7 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 EYE 愛

### 1 事業実施の方針

初年度は、知名度を上げる事を目標とし視覚障害者の援助活動の広報事業に重点を置く。具体的にはバーベキュー大会や美容等通常なじみのない事業に挑戦し受益者が色々体験できる機会を設けると共に周囲の人たちの認知度を高めたい。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名                             | 事業内容             | 実施予定<br>日時               | 実施予定<br>場所         | 従事者<br>の予定<br>人数 | 受益対象者<br>の範囲<br>及び予定人数 |
|---------------------------------|------------------|--------------------------|--------------------|------------------|------------------------|
| 視覚障害者の<br>社会生活を支<br>援する各種事<br>業 | バーベキュー大会         | 令和 7 年<br>9 月 2 8<br>日   | 伊勢崎市<br>みらい公<br>園  | 2 名              | 視 覚 障 害 者<br>1 3 名     |
| 視覚障害者の<br>社会生活を支<br>援する各種事<br>業 | 美容や健康管理のセミ<br>ナー | 令和 7 年<br>1 0 月 2<br>6 日 | 伊勢崎市<br>生涯セン<br>ター | 6 名              | 視 覚 障 害 者<br>1 5 名     |

#### (2) その他の事業

| 事業名 | 事業内容      | 実施予定<br>日時 | 実施予定<br>場所 | 従事者の<br>予定人数 |
|-----|-----------|------------|------------|--------------|
|     | 設立時点として未定 |            |            |              |
|     |           |            |            |              |

(様式例 8.)

## 令和 8 年度事業計画書

(特定非営利活動法人の名称)

特定非営利活動法人 EYE 愛

### 1 事業実施の方針

初年度を引きついで遠方への外出も考えると共に料理にも挑戦したい。

これらの事業は、視覚障害者にとって大変困難な状況もありますが社会参画としても意義のある事業だと思われる。

### 2 事業の実施に関する事項

#### (1) 特定非営利活動に係る事業

| 事業名                             | 事業内容               | 実施予定<br>日時      | 実施予定<br>場所                          | 従事者<br>の予定<br>人数 | 受益対象者<br>の範囲<br>及び予定人数 |
|---------------------------------|--------------------|-----------------|-------------------------------------|------------------|------------------------|
| 視覚障害者の<br>社会生活を支<br>援する各種事<br>業 | 心身の健康増進の為に<br>バス旅行 | 令和 8 年<br>5 月初旬 | 桐生市ま<br>ゆバスで<br>県内目的<br>地（詳細<br>未定） | 5 名              | 視 覚 障 害 者<br>1 3 名     |
| 視覚障害者の<br>社会生活を支<br>援する各種事<br>業 | 料理教室               | 令和 8 年<br>7 月初旬 | 伊勢崎市<br>生涯セン<br>ター                  | 5 名              | 視 覚 障 害 者<br>1 0 名     |

#### (2) その他の事業

| 事業名 | 事業内容      | 実施予定<br>日時 | 実施予定<br>場所 | 従事者の<br>予定人数 |
|-----|-----------|------------|------------|--------------|
|     | 設立時点として未定 |            |            |              |
|     |           |            |            |              |

令和7年度 活動予算書  
法人設立の日から令和8年3月31日まで

特定非営利活動法人 EYE 愛  
(単位: 円)

| 科目                                                                         | 特定非営利活動<br>に係る事業                                  | その他の事業 | 合計                                                |
|----------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|--------|---------------------------------------------------|
| I 経常収益                                                                     |                                                   |        |                                                   |
| 1. 受取会費<br>正会員受取会費                                                         | 160,000                                           |        | 160,000                                           |
| 2. 受取寄附金<br>受取寄附金<br>施設等受入評価益                                              | 80,000                                            |        | 80,000                                            |
| 3. 受取助成金等<br>受取民間助成金                                                       |                                                   |        |                                                   |
| 4. 事業収益<br>バーベキュー事業収益<br>美容・健康管理事業収益                                       | 26,000<br>15,000                                  |        | 26,000<br>15,000                                  |
| 5. その他収益<br>受取利息<br>雑収益                                                    |                                                   |        |                                                   |
| 経常収益計                                                                      | 281,000                                           |        | 281,000                                           |
| II 経常費用                                                                    |                                                   |        |                                                   |
| 1. 事業費                                                                     |                                                   |        |                                                   |
| (1) 人件費<br>給料手当<br>法定福利費<br>退職給付費用<br>福利厚生費                                | 30,000                                            |        | 30,000                                            |
| 人件費計                                                                       | 30,000                                            |        | 60,000                                            |
| (2) その他経費<br>会議費<br>旅費交通費<br>施設等評価費用<br>減価償却費<br>支払利息<br>消耗品・材料費<br>その他経費計 | 40,000<br>48,110<br><br><br><br>78,000<br>166,110 |        | 40,000<br>48,110<br><br><br><br>78,000<br>166,110 |
| 事業費計                                                                       | 196,110                                           |        | 196,110                                           |
| 2. 管理費                                                                     |                                                   |        |                                                   |
| (1) 人件費<br>役員報酬<br>給料手当<br>法定福利費<br>退職給付費用<br>福利厚生費                        | 60,000                                            |        | 60,000                                            |
| 人件費計                                                                       | 60,000                                            |        | 60,000                                            |
| (2) その他経費<br>会議費<br>旅費交通費<br>減価償却費<br>支払利息                                 |                                                   |        |                                                   |
| その他経費計                                                                     |                                                   |        |                                                   |
| 管理費計                                                                       | 60,000                                            |        | 60,000                                            |
| 経常費用計                                                                      | 256,110                                           |        | 256,110                                           |
| 当期経常増減額                                                                    | 24,890                                            |        | 24,890                                            |
| III 経常外収益                                                                  |                                                   |        |                                                   |
| 1. 固定資産売却益                                                                 |                                                   |        |                                                   |
| 経常外収益計                                                                     |                                                   |        |                                                   |
| IV 経常外費用                                                                   |                                                   |        |                                                   |
| 1. 過年度損益修正損                                                                |                                                   |        |                                                   |
| 経常外費用計                                                                     |                                                   |        |                                                   |
| 経理区分振替額                                                                    |                                                   |        |                                                   |
| 当期正味財産増減額                                                                  | 24,890                                            |        | 24,890                                            |
| 設立時正味財産額                                                                   | 0                                                 |        | 0                                                 |
| 次期繰越正味財産額                                                                  | 24,890                                            |        | 24,890                                            |

令和8年度 活動予算書  
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

特定非営利活動法人 EYE 愛  
(単位:円)

| 科目          | 特定非営利活動<br>に係る事業 | その他の事業 | 合計      |
|-------------|------------------|--------|---------|
| I 経常収益      |                  |        |         |
| 1. 受取会費     |                  |        |         |
| 正会員受取会費     | 130,000          |        | 130,000 |
| 2. 受取寄附金    |                  |        |         |
| 受取寄附金       | 80,000           |        | 80,000  |
| 施設等受入評価益    |                  |        |         |
| 3. 受取助成金等   |                  |        |         |
| 受取民間助成金     |                  |        |         |
| 4. 事業収益     |                  |        |         |
| バス旅行事業収益    | 39,000           |        | 39,000  |
| 料理教室事業収益    | 25,000           |        | 25,000  |
| 5. その他収益    |                  |        |         |
| 受取利息        |                  |        |         |
| 雑収益         | 80,000           |        | 80,000  |
| 経常収益計       | 354,000          |        | 354,000 |
| II 経常費用     |                  |        |         |
| 1. 事業費      |                  |        |         |
| (1) 人件費     |                  |        |         |
| 給料手当        | 60,000           |        | 60,000  |
| 法定福利費       |                  |        |         |
| 退職給付費用      |                  |        |         |
| 福利厚生費       |                  |        |         |
| 人件費計        | 60,000           |        | 60,000  |
| (2) その他経費   |                  |        |         |
| 会議費         | 40,000           |        | 40,000  |
| 旅費交通費       | 28,110           |        | 28,110  |
| 施設等評価費用     |                  |        |         |
| 減価償却費       |                  |        |         |
| バス料金        | 60,000           |        | 60,000  |
| 消耗品・材料費     | 56,000           |        | 56,000  |
| その他経費計      | 184,110          |        | 184,110 |
| 事業費計        | 244,110          |        | 244,110 |
| 2. 管理費      |                  |        |         |
| (1) 人件費     |                  |        |         |
| 役員報酬        | 120,000          |        | 120,000 |
| 給料手当        |                  |        |         |
| 法定福利費       |                  |        |         |
| 退職給付費用      |                  |        |         |
| 福利厚生費       |                  |        |         |
| 人件費計        | 120,000          |        | 120,000 |
| (2) その他経費   |                  |        |         |
| 会議費         |                  |        |         |
| 旅費交通費       |                  |        |         |
| 減価償却費       |                  |        |         |
| 支払利息        |                  |        |         |
| その他経費計      |                  |        |         |
| 管理費計        | 120,000          |        | 120,000 |
| 経常費用計       | 364,110          |        | 364,110 |
| 当期経常増減額     | -10,110          |        | -10,110 |
| III 経常外収益   |                  |        |         |
| 1. 固定資産売却益  |                  |        |         |
| 経常外収益計      |                  |        |         |
| IV 経常外費用    |                  |        |         |
| 1. 過年度損益修正損 |                  |        |         |
| 経常外費用計      |                  |        |         |
| 経理区分振替額     |                  |        |         |
| 当期正味財産増減額   | -10,110          |        | -10,110 |
| 前期繰越財産額     | 24,890           |        | 24,890  |
| 次期繰越正味財産額   | 14,780           |        | 14,780  |